

日精協発第 20070 号
令和 2 年 12 月 16 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學



新型コロナウイルス禍における自殺対策に関する要望について

近年、精神科医療においては、増え続ける自殺を回避するため早期に治療的関わりを持つことを重視してきた。その成果もあってか、昨年まで自殺者数は年々減少する傾向であった。

しかしながら、新型コロナウイルス禍の今年 7 月以降は、警察庁の統計によると 4 カ月連続で自殺者数が前年同月比で増加し、10 月の暫定値では 2158 人と約 4 割も多い。特に、女性の自殺者数が 10 月は 852 人で前年同月比約 8 割の増加となり、非常に憂慮すべき事態となっている。

新型コロナウイルス禍において、経済的に耐えきれなくなった飲食店を中心とする商業施設等では、閉店や従業員の解雇が目立つようになり、一般の社会生活や活動においても、さまざまな行動制限が増えることから、ドメスティック・バイオレンス（DV）の増加やアルコールの乱用等が懸念されている。また、感染者や医療従事者に対する偏見や差別もあり、当該感染症の終息が見えない状況下で、ストレスによる不安・焦燥感・抑うつ気分等の精神症状を発現している方が多く見受けられるようになり、メンタルヘルス対策の重要性を感じずにはいられない。残念ながら、そのような状況下で新型コロナウイルスへの感染リスクを回避する目的で、一般の患者が医療機関への受診を控える受診抑制が顕在化している。過度な受診控えは症状発現や悪化の発見と対応が遅れることから健康上のリスクを高めることとなる。そのため自殺対策という意味でも、うつ病などの精神的な不調に対しては早期に適切な医療的関わりが必要である。

つきましては上記を鑑み、政府に於いては厚生労働省を中心とした迅速できめ細やかなメンタルヘルス対策を含む自殺対策の実施、並びに早期に医療機関への受診が出来るような体制整備を強く要望する。